

いわき市危険物施設審査基準

制定：令和4年3月18日

改正：令和6年3月28日

内容：令和5年12月28日時点

凡 例

法：消防法（昭和23年法律第186号）

危政令：危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）

危規則：危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）

危告示：危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号）

消令：消防法施行令（昭和36年政令第37号）

消規則：消防法施行規則（昭和36年自治省令6号）

一般則：一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）

建基法：建築基準法（昭和25年法律第338号）

建基令：建築基準法施行令（昭和25年法律第338号）

建規則：建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）

JIS：日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第17条第1項の日本産業規格をいう）

市条例：いわき市火災予防条例（昭和41年いわき市条例第52号）

市規則：いわき市危険物の規制に関する規則（平成10年いわき市規則第41号）

市要綱：いわき市危険物関係事務処理要綱（平成8年消防庁達第3号）

1 目的

いわき市危険物施設審査基準（以下「基準」という。）は、法、消令、消規則、危政令、危規則、危告示、市規則及び市要綱に定める危険物規制事務を統一的に処理するため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 運用上の留意事項

この指針は、各法令の運用解釈、取扱いなどの法令基準に基づくものに加え、危険物施設の事故事例等に係る知見及び技術的背景等から、危険物施設の貯蔵又は取扱いの方法等に応じた安全対策を向上するために、本消防本部が付加した行政指導事項を含むものである。

これらの指導事項（指針内は◆で表示）については、危険物施設の安全性向上のために相応の効果があるものとして定めたものではあるが、危険物施設の関係者等に義務を課すものではなく、相手側の任意の協力によって実現されるものであることを前提とするものである。